(7) The contact point for documentation relating to the proposal: Yoshihiro Nachigami, Assistant Manager of Procurement & Contract Division, Engineering Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi, Japan 980―0021 Tel. 022―217―1726

資　格

競争参加者の資格に関する公示

「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年１月 13 日

沖縄総合事務局　開発建設部長　中野　則夫

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　業務概要

(1) 業務名　那覇空港滑走路増設環境影響検討業務

(2) 業務内容　本業務は、那覇空港滑走路増設事業に関する環境現況調査結果に基づく予測・評価、環境保全対策の検討および準備書の取りまとめを実施するものである。環境保全対策の検討にあたっては、有識者による委員会を開催するものとする。また、環境影響評価法に係る手続きへの対応等を実施するものとする。

(3) 履行期限　平成25年３月29日

２　申請の時期

平成24年１月13日から平成24年１月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成24年１月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

(1) 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、平成24年１月13日から沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法　申請者は、申請書に「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務設計共同体協定書」(４(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)により提出すること。

提出場所：〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎２号館

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係

電話：098―866―0031（内線）2541

(3) 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年10月14日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成22年10月14日付け公示」という。)６（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成22年10月14日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

(3) 代表者要件　構成員において決定された代表者が、「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成14年８月１日付け府開管理第593号）の別紙―１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

４(1)２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４(1)２）の認定を受けていない構成員が４(1)２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４(1)２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書の提出期限までに４(1)２）の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

(1) 設計共同体の名称は、「那覇空港滑走路増設環境影響検討業務△△・××設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型競争入札方式（総合評価落札方式（標準型))に係る手続開始の公示」(平成24年１月13日付け支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 24 年１月 13 日

外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第６号

１　調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 調達計画特定役務及び数量　平成24年度日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」内各サブサイトのコンテンツ制作・改訂

(3) 調達方法　購入等

(4) 調達予定時期　平成24年度

２　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の特定役務に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

(1) 資料等の提供期限　平成24年２月23日正午（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　松永　直樹　電話03―5501―8000　内線3776　ＦＡＸ03―5501―8097

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

(1) 交付期間　平成24年１月13日から平成24年２月３日まで

(2) 交付場所　上記２(2)、又は外務省ホームページ上からダウンロード。

４　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。なお、調達説明会に出席せずに、資料等の提出を行うことは認めない。

(1) 開催日時　平成24年２月３日午後２時30分

(2) 開催場所　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１外務省南庁舎392号会議室

出席する者は外務省東口玄関に開催時間の５分前に集合し、案内があるまで待機すること。